

秘密情報を問い合わせる行為の記録及び公表についての取扱要領

(趣旨)

第1条 建設工事等の公正な入札の執行を確保するため、予定価格等の秘密情報(以下「秘密情報」という。)の問い合わせの意図及び目的並びに不正行為を疑わせる事実の有無にかかわらず、問い合わせの内容等を記録し公表を行うことにより、入札執行時における秘密情報の漏洩防止を徹底する。

(対象案件)

第2条 県が発注する建設工事及び建設工事関連業務委託のうち、競争入札に係るすべての案件とする。

(秘密情報の範囲)

第3条 秘密情報とは、次の情報のうち非公表又は未公表の情報とする。

- (1) 設計金額
- (2) 予定価格
- (3) 最低制限価格
- (4) 低入札調査基準価格
- (5) 入札参加者及び入札参加者数

(秘密情報を問い合わせる行為)

第4条 秘密情報を問い合わせる行為とは、勤務時間の内外を問わず、職員に対し前条各号の秘密情報を問い合わせる行為をいう。

(記録及び公表の方法)

第5条 職員は、対象案件について秘密情報の問い合わせを受けたときは、秘密情報であるため回答できない旨回答し、本要領に基づき秘密情報を問い合わせる行為の記録及び公表の対象になる旨問い合わせをした者に対して警告するものとする。

2 職員は、前項の警告を受けた者又は本要領を既に知っている者から秘密情報の問い合わせを受けたときは、別記様式(以下「記録票」という。)に次の事項を記録し、所属長へ報告するものとする。

- (1) 問い合わせを受けた案件
- (2) 問い合わせを受けた日時
- (3) 問い合わせを受けた秘密情報の種類
- (4) 問い合わせをした者の氏名(法人における商号を含む)

3 前項の報告を受けた所属長は、所管部局長へ記録票の写しを添えて報告するものとする。

4 部局長は、前項の報告を受けたときは、第2項の(1)から(3)の事項を公表するものとする。

(文書の保存等)

第6条 所属長は、記録票を栃木県文書等管理規則(平成13年栃木県規則第17号)に基づき適正に保管及び保存するものとする。

2 記録票の保存年限は5年とする。

3 記録票は、栃木県情報公開条例(平成11年栃木県条例第32号)第2条第2項に規定する公

文書として開示請求の対象となり、同条例の規定により開示又は非開示の決定を行う。

(公正取引委員会等への通報)

第7条 記録票は、談合情報対応事務処理要領(平成6年10月1日制定)の規定による公正取引委員会等への通報の際の対象資料とする。

附 則

この要領は、平成21年6月1日から適用する。